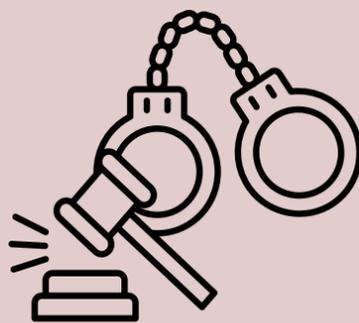


# 人身売買法

セックスワーク（性労働）に関する法律を理解する為には、カナダの人身売買・人身取引に関する立法動向を理解する事が重要です。何故かという、カナダの主流社会、そして政府はしばしばセックスワークと人身売買を混同する傾向があるからです。この二つを混同する事によって、性労働者、特にマッサージパーラーで働く人々は人種的偏見により、より深刻な害を被る事になります。

**SWANでは性労働が人身売買とは異なるものである事を認識しており、この区別をする事の重要性を主張しています。**

人身売買・人身取引に関する立法はカナダの刑法 (Criminal Code (s. 279.01-279.04))、および移民難民保護法 (Immigration and Refugee Protection Act (s. 118(1)))にて記載されています。



刑法第 279.01条は：搾取の目的で人を勧誘、輸送、移転、引き渡し、蔵匿、收受する事、もしくは暴力や脅迫等で強制的に被害者の動きを支配、支持、影響を行使する事が犯罪であると定義されています。

実際の搾取・取引・売買が証明される必要はなく、取引が行われているという認識のみが必要です。ここで重要な点は、人は人身売買に同意することはできないという点です。つまり、人身売買の容疑で起訴された場合、この点から弁護する事は出来ません。

刑法第279.04条によると、搾取は誰かを強制的に働かせる、もしくはあるサービスを提供させる為、被害者やその親族の生命や自由を脅迫する際に起こります。



裁判所は実際に搾取が行われているかどうかを判断する際には、いくつかの要素において考慮します。これには、脅迫、暴力、強制、詐欺、または信頼や権力を濫用しているかどうかが含まれます。

一般的に、もし自分の安全や生命の危機を感じ、他人から自由が剥奪される不安または恐怖によって行動が駆動されている場合、その人は搾取されているとみなされます。

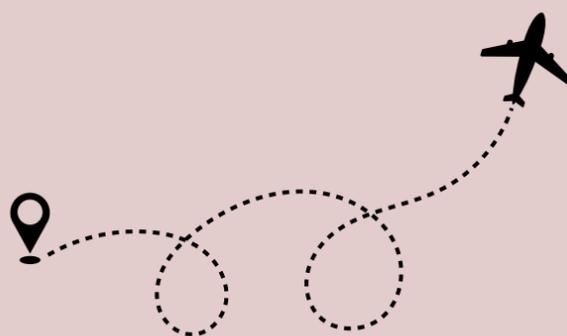


刑法に記載されている「人身売買・人身取引」の定義は、実際に性労働に関わっている者が搾取と見なすものよりも狭いものです。『強制されていない限り、性労働を自分の意思で選ぶ人はいない』という仮定で、すべての性労働が搾取的という考えを持つ方が多いです。



こういったことから、性労働に関わってる者全てが人身取引の被害者だという視点が生まれます。このような視点のせいで、実際には強制的にマッサージパーラーで性労働をしていないにも関わらず、状況を知らない一般市民が苦情を言ったり、警察が捜査を開始したりします。

刑法の下では人身売買がどこで起こってしようと（国内か国外）、人身取引の疑いで起訴される事が可能です。しかし、移民難民保護法の下で人身取引罪を起訴する場合は、人身取引がカナダの国境を通して行われているということが前提となります。



刑法下で人身取引罪で起訴された場合、懲役に処されます。もし起訴された者がカナダ市民ではない場合、懲役後、強制送還される可能性があります。

刑法の中に人身取引に関連する他の犯罪が記されています。例としては：

- 第279.02条：人身売買から得た金銭や食料、住居、衣服等の物的利益を受け取る事、もしくはそれらが人身売買で得た金銭で支払われたものである事を知っている場合、違法となります。
- 第279.03(1)条：人身売買の目的で、その人の旅行履歴や移民書類、身分証明書を隠したり破壊したりする事は違法です。例えばお店のマネージャーや友達に自分のパスポートを預かってくれるように頼んだ場合、彼らは人身取引の支援していると見なされ、犯罪のリスクを負う可能性があります。従って自分の証明書や重要な書類は、ロッカーやその他安全な場所に保管する事を勧めします。
  - この刑法はカナダ関係の渡航文書だけでなく、他国の文書、そして偽造された渡航文書にも適用されます。